

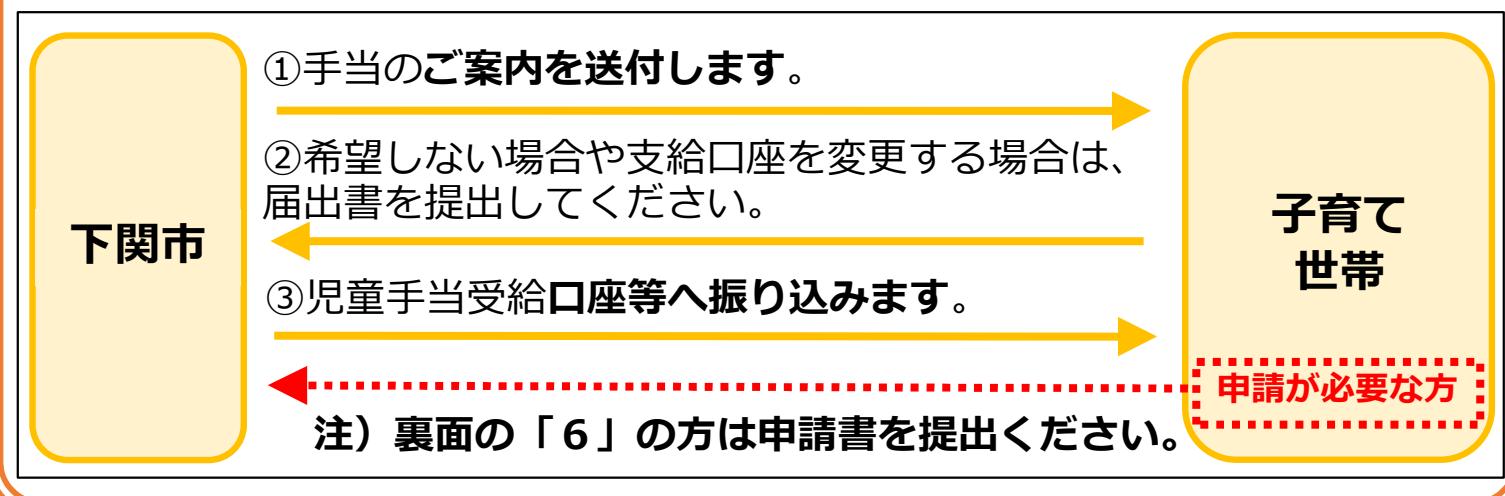
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで給付します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合は、ホームページから届出書をダウンロードして期限内にご提出ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載するこどもが対象になります。

- (1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童（※令和7年9月に出生したこどもについては10月分）
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生したこども

2. だれがもらえるの？【給付対象者】

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【給付額】

対象のこども1人に当たり2万円（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【給付時期】

令和8年2月下旬から順次支給を開始します。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、給付時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【給付方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月16日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した子どもの保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、振り込まれます。ご不明な点があれば、引越し前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもと一緒に避難していますが、どうなりますか？

下関市で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、本手当の給付を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。

■離婚した場合はどうなりますか？

本手当が令和7年9月分の児童手当受給者に給付済みであっても、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当受給者となった場合は、申請により給付を受けることができます。ただし、**当該受給者から本手当を受け取っている場合、又は既に子どものために費消されている場合を除きます。**

～公務員の方へ～

公務員の方は、申請が必要です。手続きについては所属庁にご確認ください。

お問い合わせ先（下関市役所）

「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：**083（227）2142**
(受付時間：平日8:30～17:15)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：**0120-252-071**
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに下関市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに下関市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。